

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
3月31日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....

### 山口県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 大島環状線  
 道路の区域

区 間	大島郡周防大島町大字小松字世並津一四三〇地先から
旧新別	旧
敷地の幅員(メートル)	最狭 六・二 最広 一一・五 及び八四
延(メートル)長	一、七〇六・〇 及び六〇七・四
備考	ダブルウェイ

同郡 同町 大字 小松開作字 大川二九の三 地先まで

道路の種類 県道  
 路線名 小野田美東線  
 道路の区域

区 間	宇部市大字東吉部字後畑二一八五の一 地先から 同市 同大字 字水無一〇六二の三 地先まで
旧新別	旧
敷地の幅員(メートル)	最狭 一五・八〇 最広 二五・〇三
延(メートル)長	八五五・五 八五七・三
備考	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 長門油谷線  
 道路の区域

区 間	長門市油谷後畑字大床三三四五地先から 同市油谷後畑字西山三四五一の二 地先まで
旧新別	新
敷地の幅員(メートル)	最狭 一一・五〇 最広 二四・五二
延(メートル)長	一八二・二 一八二・〇
備考	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 大島橋線  
 道路の区域

区 間	大島郡周防大島町大字小松開作字 大川二二一の一 地先から
旧新別	旧
敷地の幅員(メートル)	最狭 最広
延(メートル)長	
備考	

同郡 同町大字小松字北二 二二一  
の四地先まで

新

最狭  
一五・八五

一八一・五

起点の変更及び  
道路改良工事の  
完了による。

### 山口県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
大島環状線	大島郡周防大島町大字小松字世並津一四三〇地先から同郡 同町 同大字字新浜一八二二地先まで	平成二十七年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
小野田美東線	宇部市大字東吉部字後畑一八五の一地先から同市 同大字字水無一〇六二の三地先まで	平成二十七年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
長門油谷線	長門市油谷後畑字大床三三四五地先から同市油谷後畑字西山三四五一の二地先まで	平成二十七年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
大島橋線	大島郡周防大島町大字小松開作字大川一二一の一地先から同郡 同町大字小松字北二二二一の四地先まで	平成二十七年四月一日

平成二十七年三月三十一日印刷  
平成二十七年三月三十一日発行

発行人所 山口県知事